

一般送配電事業者およびガス導管事業者の収支状況等の事後評価の在り方について

一般送配電事業者およびガス導管事業者の収支状況等の事後評価について、より効果的で実効性のある取組に発展させていくため、現在の事後評価の全体像・在り方を見直すとともに、今後の進め方について、ご審議いただく。

1. 背景

現在の託送料金制度は、電力・ガスシステム改革において、小売全面自由化後の託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当とされた。その際、事後評価については、それまでのストック管理方式に加え、より厳正な事後評価を実施する観点から、フロー管理方式を追加的に導入することとなった（電気事業法およびガス事業法）。

電力・ガス取引監視等委員会では、電力については平成28年度実績分から、ガスについては平成29年度実績分から、これら法令に基づく事後評価に加え、独自に各社のコスト削減に向けた取組を評価するとともに、先進的な取組に関する情報の共有を図ることにより、各社の効率化に向けた取組を後押ししてきた（電力・ガス取引監視等委員会決定）。

2. 見直しの方向性

自由化初年度において、こうした多面的かつ詳細な分析・評価が行われたことにより、各社の収支状況や経営効率化の実態が明らかになり、また、取組状況の見える化を通じて他の事業者への横展開が促されるなど、効率化に向けた取組を後押しするという当初の目的は相当程度果たされたと評価される。

他方、引き続き更なる効率化を促すと同時に、必要な投資へとつなげていくためには、事後評価の枠組みや料金審査専門会合における“査定的な”手法にとらわれることなく、それぞれの目的に対応した適切な場・適切な手法・適切な時期に検討を発展させていくことが望ましいと考えられる。

こうしたことから、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理等）については引き続き厳正に行っていくとともに、追加的な分析・評価については、

その目的を整理した上で、必要に応じて、料金審査専門会合以外の場での検討、“査定的な”手法以外の方法による取組促進、必要なデータの収集方法の見直し、制度への反映を視野に入れた分析などへ移行させていくこととする。

また、将来的には事業者自らの説明責任の下で、経営効率化等の取組が自律して進んでいく形になることが望ましいことから、制度的な対応も含めて、より効果的で実効性のある取組に発展させていく。

なお、「一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について」（平成29年1月24日電力・ガス取引監視等委員会決定）については、その取り扱いを見直し、今後行われる目的に応じた検討で代替していくこととする。

3. スケジュール

- 本日：大きな見直しの方向性を決定
- 現状想定される今後の進め方（イメージ）：

| | |
|--------|---|
| 7月末 | 一般送配電事業者およびガス導管事業者が平成30年度の託送収支を公表 |
| (秋頃まで) | (法令上の事後評価の枠外で行う検討事項について検討) |
| 秋 | 経済産業大臣からの事後評価に関する意見聴取 料金審査専門会合の開催 ※見直し後の事後評価の進め方について当委員会での議論を踏まえ、専門会合に提示 |
| 年内目処 | 料金審査専門会合における事後評価の確認 当委員会での審議を経て経済産業大臣への回答 |
| 年明け以降 | 法令上の事後評価の枠外で行う調査・検討事項のうち、料金審査専門会合で検討することと判断された事項がある場合には議論を継続 (別の場での検討とされる場合には、当該場において検討) |

○電気事業法（抜粋）

（託送供給等約款に関する命令及び処分）

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）

第2 処分の基準

(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合
- ② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（14）において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この（14）において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であつて、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給

料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

- ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過している場合(ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
- ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者(イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。)であって、次のいずれかの場合に該当する場合
 - イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合(ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率(託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値(当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。))をいう。)を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額(当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額)を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
 - ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率(マイナス3パーセント)を超過している場合(ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合は、原則として該当しないものとする。)
 - ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合(ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

- ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過している場合(ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

○ガス事業法(抜粋)【一般ガス導管事業者関連】

(託送供給約款に関する命令及び処分)

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款(同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(抜粋)【一般ガス導管事業者関連】

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定(以下この(23)において「料金改定」という。)の届出がなされている場合(当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出が

なされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。)には、原則として該当しないものとする。なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過しているかの観点から判断するものとする(ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)。なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

○ガス事業法(抜粋)【特定ガス導管事業者関連】

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。
- 3 特定ガス導管事業者(第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、同項本文(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。
- 4 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期

限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）【特定ガス導管事業者関連】

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

⑤ 同項第5号関係 「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書にお

いて乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過しているかの観点から判断するものとする（ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）。なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について

平成29年1月24日決定
電力・ガス取引監視等委員会

1. 趣旨

これまで、小売電気料金については、原価算定期間経過後は毎年、本委員会（料金審査専門会合）において、各社の部門別収支や経営効率化の取組状況を聴取するとともに、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認するなど、事後評価に係る審議を行ってきたところ。

平成28年度以降は、電力小売事業への参入が自由化され、各事業者が自由に料金メニューを設定することが可能となり、市場競争を通じて料金の低廉化を促進する仕組みとなった。（経過措置料金については引き続き事後評価を実施。）

他方、小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進する別途の仕組みが必要と考えられる。

こうしたことから、平成28年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）や効率化の取組状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うことにより、各事業者における効率化・料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促す。

（参考）現行の託送料金の事後評価

現状、託送収支については、電力各社が、電気事業託送供給等収支計算規則に基づき、当該事業年度経過後4か月以内に、自社ホームページにおいて収支計算書を公表している。国は、各社が公表した託送収支計算書について、監査等を通じて託送料金変更命令の発動の要否を確認している。

（事業者の効率化努力についての評価は、小売料金の事後評価の中で実施。）

2. 当委員会における事後評価のイメージ

（1）評価方法

原則3年ごとに、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合（公開）において、一般送配電事業者から託送収支及び効率化に向けた取組状況等について聴取し、評価する。

その際、託送収支上の超過利潤累積額及び想定単価と実績単価の乖離率を確認する（事後評価基準に基づく託送料金変更命令の発動の要否を確認する）ことに加えて、各社のコスト削減に向けた取組を評価するとともに、先進的な取組に関する情報の共有を図ることにより、各社の効率化に向けた取組を後押しする。

なお、公開の場での審議対象とならない年度においても、各事業者は、HP等において託送収支及び効率化の取組に係る情報を広く公開することとする。

（２）各事業者の取組状況に係る評価項目の例

- ① 全体的な効率化の取組状況
- ② 託送収支（収益・費用）の増減の詳細な要因分析
- ③ 代表的な設備に係る調達価格水準
- ④ 高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針
- ⑤ 将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針
- ⑥ 効率化に向けた具体的な取組の目標（競争入札比率、仕様・設計の汎用化・標準化等）

※評価にあたっては、短期的なコスト削減効果だけでなく、中長期的な効率化効果の観点からも評価する。

※ 評価項目は、状況に応じて見直すこととする。

（３）評価結果を踏まえた対応

- 取組が不十分であった事業者については、翌年度までに（２）⑥の見直しを行い、改めて料金審査専門会合で審議することを検討する。
- 他方、取組が進んでいる事業者については、公開の場での審議の周期を長くすることも検討する。
- 先進的な取組については、他社への共有を促進する。
- 本事後評価の結果を踏まえ、効率化・コスト削減と質の高い電力供給の両立を効果的に促進するインセンティブ付与の仕組みについても検討する。

3. 今後のスケジュール

| | |
|-------|--------------------------|
| 7月末まで | 各一般送配電事業者が平成28年度の託送収支を公表 |
| 秋以降 | 料金審査専門会合における審議 |